

保護者のみなさま

親元就農支援 事業給付金

親から**農業経営を継承し**
新たに就農する者に対し、
給付金を給付



令和6年4月から一部改正
親元就農する場合に活用!!

※詳細は裏面参照

こんな方が貸付対象です

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 親若しくは祖父母が**認定農業者**であって町内に住所を有する者であること。
- (2) 申請日の属する年度に農業経営を開始した者又は申請日から**1年以内に新たに農業経営を開始する者**。
- (3) 就農時の年齢が**49歳以下**であること。
- (5) 農地の所有者変更の証明を受けることが確実と見込まれる者であること。
- (4) **親元就農計画を作成し**、その計画を実現すること。
- (5) 生産物の出荷及び生産資材等の取引を**本人名義で行っている**こと。
- (6) 農産物等の売上げ及び経費の支出などの経営収支を**本人名義の通帳等で管理**していること。
- (7) 新規就農総合支援事業などの**給付を受けていない**こと。
- (8) 本人及び農業経営を継承される親に町税の滞納がないこと。
- (9) 県やJA等が開催する研修会(部会等)に積極的に参加すること。
- (10) 就農先の親等と家族経営協定を締結すること。

給付期間及び給付金額

- (1) 親元就農計画を承認した日から**2年間**とする。
- (2) 給付期間中の毎年6月及び12月に半年分を単位として給付する。
- (3) 給付金額は、**130万円を限度額**とする。

親元就農計画とは

次の要件に適合する親元就農計画を作成し、その計画を実現すること。

- ア 認定農業者への親元就農であること。
- イ 就農5年後の農業経営の年間所得がおおむね**250万円以上**となること。
- ウ **年間200日以上かつ年間1,600時間以上農業に従事**すること。
- エ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

申請方法

内子町農村支援センターに申請してください。

親元就農計画承認申請書を期日までに申請してください。

※詳細については、内子町農村支援センターにお問い合わせください。

内子町農林振興課 農村支援センター
電話:0893-44-2199